


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市地域包括ケア推進会議設置要綱について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則				
	部課 機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>介護保険法改正に伴い、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援等のサービスを総合的に提供できる地域包括ケアシステムの構築及び推進を図るため、東大和市地域包括ケア推進会議を設置する要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 東大和市地域包括ケア推進会議の設置、所掌事務、委員、専門部会、庶務等会議に関する こと。</p> <p>(2) 施行日 平成27年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 この会議の設置により、介護保険サービスのみならず、医療、保健、福祉等様々な地域資源を一体的に提供するための意見交換や、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携体制が構築され、地域包括ケアシステムの推進につながる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月 在宅医療・介護連携推進のための地域における多職種連携研修会開催 ・平成27年5月 // ・平成27年6月 // 					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに制定事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。